(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2024年 6月 26日

大阪市長 殿

提出者 合同製鐵株式会社

住所 〒530-0004 大阪市北区堂島浜2丁目2番8号

氏名 代表取締役社長 内田 裕之

執行役員所長 有働 由幸

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6472-1532

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場	の名称	合同製鐵株式会社大阪製造所
事業場の) 所 在 地	〒555−0042 大阪市西淀川区西島1丁目1番2号
計 画	期間	2024年4月1日~2025年3月31日
当該事業場に	おいて現に行	「っている事業に関する事項
①事 業	の種類	鉄鋼業(製鋼・製鋼圧延業)
②事 業	の規模	鋼材(鋼片、線材、各種形鋼)を主に製造
③従 業	員 数	285名
	理産業廃棄 の処理の工	別紙(1、1-1、1-2、2)の通り

(日本産業規格 A列4番)

		(男20	<u> </u>	
特別	管理産業廃棄物の処理	!に係る管理体制に関す	する事項	
	(管理体制図)			
	産業廃棄物の発生がある。		いて、管理すべき事項とその 整備している。	の担当部署を定め、それ
特別	 管理産業廃棄物の排出	 の抑制に関する事項		
1979	1 H / T/E/N/// 1/4 1/ 1/1 1/4 1/ 1/1 1/4 1/ 1/1 1/4 1/4 1/4 1/4 1/4 1/4 1/4 1/4 1/4 1/4	【前年度(2023年度		
		特別管理産業廃棄物の 種類	電炉ダスト(ばいじん)	廃酸
		排出量	5506 t	1.14 t
	①現状	を行っている。	た (10 年) 2 行い発生する特別管理産	:業廃棄物量の発生抑制
		【目標】	т	T
		特別管理産業廃棄物の 種類	電炉ダスト(ばいじん)	廃酸
		排出量	6000 t	1.2 t
	②計画	(今後実施する予定 原材料、製造工程等の 制に取り組む。		特別管理産業廃棄物の抑
特別]管理産業廃棄物の分別			
	①現状		管理産業廃棄物の種類及 理産業廃棄物を保管して	
	②計画		特別管理産業廃棄物の種類 等が混入時は除去する。	[及び分別に関する取組]

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

PCB	廃酸(水銀廃液)		
0 t	0 t	t	t

PCB	廃酸(水銀廃液)		
0 t	0.05 t	t	t

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

t	t	t	t

t	t	t	t

t
t
t
t
t
t

(第3面-2)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t

t	t	t	t
t	t	t	t

(第3面-3)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t

t	t	t	t
t	t	t	t

自ら	自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				
		【前年度(2023年度)	実績】		
		特別管理産業廃棄物の種類			
		自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t	
	①現状	(これまでに実施した取	組)		
		【目標】			
		特別管理産業廃棄物の種類			
		自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t	
	②計画	(今後実施する予定の取	組)		
]管理産業廃棄物の気	心理の委託に関する事項【前年度 (2023年度)	安 ⁄李		
			素順」 電炉ダスト(ばいじん)	廃酸	
		全処理委託量	電がサスト(はいじん) 5506 t		
		優良認定処理業者 への処理委託量	t	t	
	①現状	再生利用業者への 処理委託量	5506 t	1.14 t	
		認定熱回収業者 への処理委託量	t	t	
		認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t	
		(これまでに実施した取		の工程にもはる加頭を	
		適正な処理に関する必要な 設・処理方法・処理能力など			

(第4面-2)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

①現状

РСВ	廃酸(水銀廃液)		
0 t	0 t	t	t
t	t	t	t
0 t	0 t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

(第4面-3)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

(第5面-1)

		(現5面	1)	
		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	電炉ダスト(ばいじん)	廃酸
		全処理委託量	6000 t	1.2 t
		優良認定処理業者 への処理委託量	t	t
		再生利用業者への 処 理 委 託 量	6000 t	1.2 t
		認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	②計画	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
		(今後実施する予定の取		
		適正な処理に関する必要な 設・処理方法・処理能力なる	どについて状況を把握する)。
		【前年度(2023年度	〕実績】	
	- 情報処理組織の使用	特別管理産業廃棄物排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	5507	' t
に関	する事項	(今後実施する予定の取締	祖等)	
_				
※事	孫処理欄			

(第5面-2)

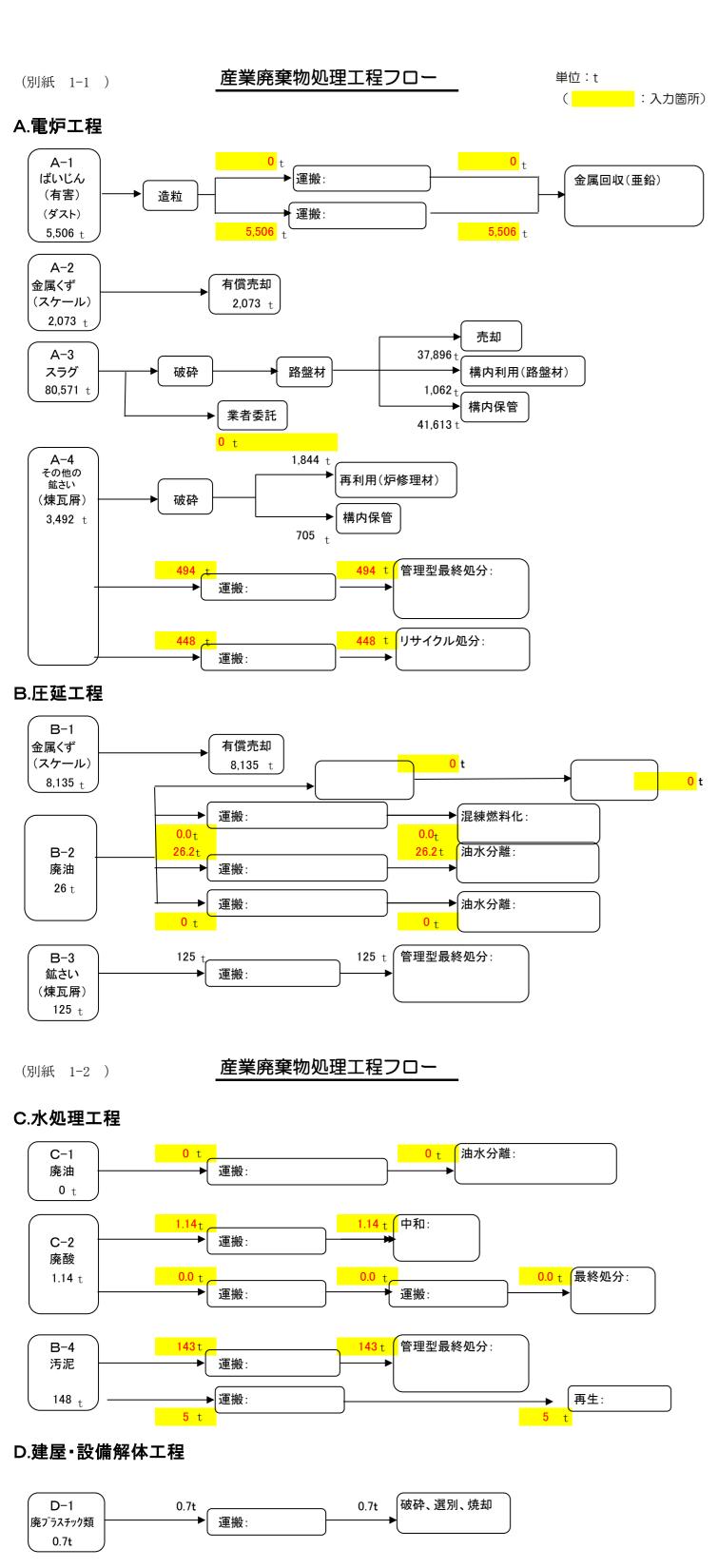
РСВ	廃酸(水銀廃液)		
0 t	0.05 t	t	t
t	t	t	t
0 t	0.05 t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

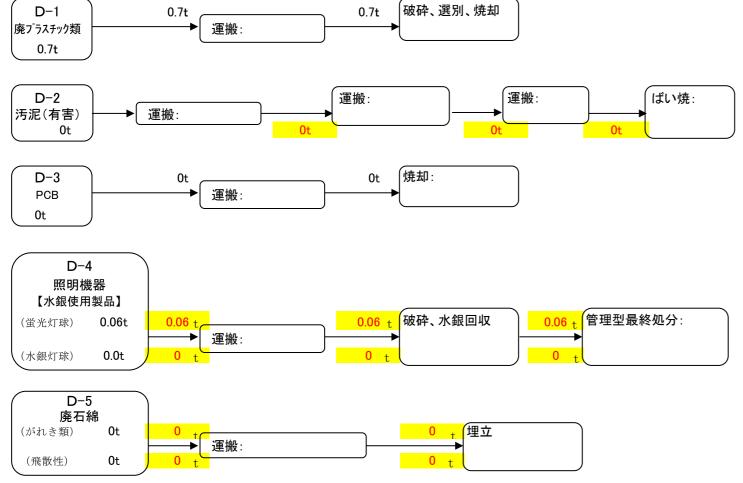
(第5面-3)

t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
- (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元 請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種 に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了 するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄4物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発7生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条第4項第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。



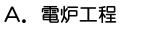


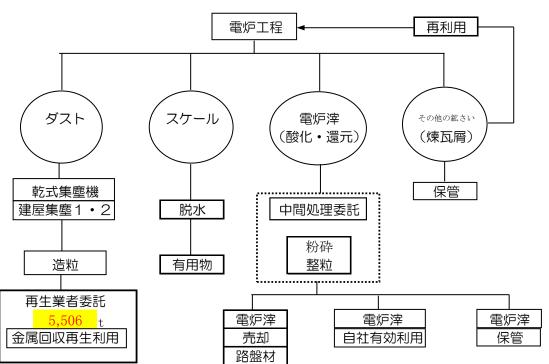


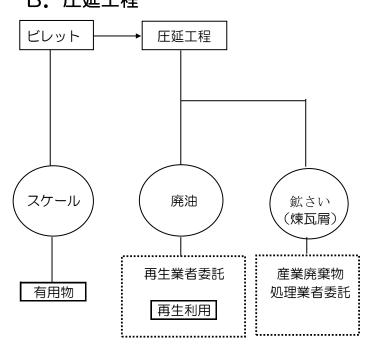
産業廃棄物処理工程フロー

B. 圧延工程

単位:t







C. 水処理設備

D. 建屋·設備解体工事

